

令和 3 年

第 1 回西原村臨時会会議録

令和 3 年 2 月 1 9 日

令和 3 年 2 月 1 9 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年第1回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
2月19日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (承認第1号) (議案第1号～ 議案第4号)	

提出議案等

(令和3年2月19日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「(専第1号) 令和2年度西原村
一般会計補正予算(第10号)について」
- 議案第 1号 令和2年度西原村一般会計補正予算(第11号)について
- 議案第 2号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 3号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 4号 工事請負変更契約の締結について

目 次

第1号（2月19日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（承認第1号～議案第4号）	5
日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について 「（専第1号）令和2年度西原村一 般会計補正予算（第10号）につい て」	6
日程第 5 議案第 1号 令和2年度西原村一般会計補正予算 （第11号）について	8
日程第 6 議案第 2号 工事請負変更契約の締結について	19
日程第 7 議案第 3号 工事請負変更契約の締結について	19
日程第 8 議案第 4号 工事請負変更契約の締結について	19
閉 会	21
署 名	23

第 1 号 (2月19日)

令和3年第1回西原村議会臨時会会議録

令和3年2月19日、令和3年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和3年2月19日（金曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（承認第1号～議案第4号）
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」
- 日程第 5 議案第 1号 令和2年度西原村一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第 6 議案第 2号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第 3号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4号 工事請負変更契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
復興建設課長	吉井誠君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	榎原加奈子君

○議長（山下一義君）皆さん、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の臨時会が招集をされましたところ、定足数に達しておりますので、令和3年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、尾崎幸穂君、9番議員、宮田勝則君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和3年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、専決処分の承認、令和2年度一般会計の補正予算及び工事請負変更契約の締結についてお願いするものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億4,728万1,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が令和2年12月9日付で施行されたことに伴い、住民へのワクチンの円滑な予防接種を実施するために必要な体制の確保を早急に図る必要がありました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第1号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,193万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,921万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、土木費国庫補助金の4億8,972万5,000円の増額補正、公共事業等債の9,450万円の減額補正、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の5億9,020万円の増額補正でございいます。歳出におきましては、総務管理費の7億9,939万6,000円の増額補正、道路橋梁費の1億1,600万円の増額補正でございいます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第2号から議案第4号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第2号から第4号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括してご提案させていただきます。

議案第2号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当03）。

議案第3号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KH-131・132・133）。

議案第4号、工事請負変更契約の締結について、風当ダム線道路災害復旧工事。

以上3件につきましては、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会に提案いたしました承認1件、議案4件、以上5件につきまして、議員各位におかれましては、慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

承認第1号についてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1

項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年2月19日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第1号、令和2年度西原村一般会計補正予算(第10号)。

令和2年度西原村の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,728万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月22日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が令和2年12月9日付で施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種の実施につきまして、住民への円滑な接種を実施するために必要な体制の確保を早急に図るため、ワクチン接種管理のためのシステム改修及び接種券等の印刷を行う必要がございました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金144万円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費144万円の増額補正でございます。ワクチン接種券関係印刷費、新型コロナウイルスワクチン接種システム改修委託料の増でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、堀田直孝君。

○4番議員(堀田直孝君) 4番議員、堀田です。

予防費の中のシステム改修に92万4,000円計上されておりますが、ちよっ

と中の内容を詳しくといたしますか、システムを改修することによって、この印刷・郵送接種券の印刷、そういうのを出すだけなのか、または接種された人の既歴の管理、そのあたりまでされるのか。

また、もう一点、これは今の行政システムに対するプラスのシステム改修なのか、単独のシステムの改修なのか。そこをお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えします。

システム改修については、ワクチン接種事業を行うための改修でございます。それと、言われたように、印刷等の打ち出すためのやつではなくて、接種後の台帳管理等も行うようになっております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）あと1点でしたけれども、パッケージソフトなのか、それとも今の行政システムに対する改修なのか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）すみません。その部分については私も認識しておりませんので、よければ後で回答させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分報告及び承認について「（専第1号）令和2年度西原村一般会計補正予算（第10号）について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、議案第1号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度西原村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,193万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,921万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年2月19日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いします。

第2表継続費補正でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業、補正前、総額20億2,791万円、年度及び年割額は記載のとおりでございます。

補正後、総額20億2,609万円、年度及び年割額は記載のとおりでございます。

継続費の補正は、国の第3次補正予算により、本事業への予算措置が採択されたことに伴い補正するものでございます。

5ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2総務費、1総務管理費、特定地区公園事業のうち運動公園整備事業1億3,041万3,000円。

3民生費、2児童福祉費、にしはら保育園空調設備改修事業4,295万4,000円。

4衛生費、1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,725万円。

7土木費、2道路橋梁費、村道維持補修事業1億4,740万円。

7土木費、3河川費、河川緊急浚渫事業320万円。

8消防費、1消防費、住まいの再建継続利用支援事業（自主防災組織）4,000万円。

6ページをお願いします。

第4表地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、10緊急浚渫推進事業債（河川緊急浚渫推進事業）、11防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業）、12防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（特定地区公園事業のうち運動公園整備事業）、13防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（道路維持補修事業）、限度額、320万円、4億6,804万5,000円、5,075万5,000円、7,140万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2、変更でございます。

起債の目的、3公共事業等債（特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業）、補正前、限度額3億1,500万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

補正後、限度額2億2,050万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、主な歳入歳出補正の内容についてご説明いたします。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金2,145万6,000円の増額補正、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額補正でございます。

款、項同じく目4土木費国庫補助金4億8,972万5,000円の増額補正、総合体育館建設及び運動公園整備事業及び道路維持補修事業への社会資本整備総合交付金の増額補正でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金3,525万円の減額補正、災害復興基金繰入金、平成28年熊本地震復興基金繰入金の減額補正でございます。

款22村債、項1村債、目2公共事業等債9,450万円の減額補正、総合体育館建設事業の減額補正でございます。

款、項同じく目5防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債5億9,020万円の増額補正、特定地区公園事業等の増額補正でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目14防災公園等整備事業費7億9,873万6,000円の増額補正でございます。特定地区公園事業総合体育館建設工事の監理業務委託料及び工事請負費の増額補正でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費4,295万4,000円の増額補正、にしはら保育園空調設備改修工事請負費の増額補正でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費2,145万6,000円の増額補正、新型コロナウイルスワクチン接種関係の増額補正でございます。

11ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費1億1,600万円の増額補正、村道維持補修工事請負費の増額補正でございます。

そして、予備費を2,192万6,000円増額しております。

次に、12ページをお願いします。

4ページでご説明いたしました継続費に関する調書を添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは10ページになります。

歳出の2総務費の14の防災公園になりますけれども、特定地区公園事業総合体育館建設工事の6億9,000万円というふうになりますけれども、これは体育館の周りのテニス場とか、あと芝生とか、そういったものになるのでしょうか。この金額というのは、何のお金になりますでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。

予算書に上がっております特定地区公園事業の総合体育館建設工事の6億9,331万円につきましては、体育館本体の継続費を3か年で割っておりますので、その分の最終年度分という形になります。

あと、運動公園整備工事のほうは体育館周りの体育館以外の工事の分になってまいるということでございます。

○議長（山下一義君）5番、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ということは、3回にわたって体育館工事のお金をもらうというふうに言われていたのですが、そのお金であるということで、その周りの駐車場であったり公園だったりとかするものは、まだ金額が上がってきていない。まだ国のほうとも話ができていないということなんでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

今言われたとおり、一応、先ほど言いましたように、運動公園整備のほうにつきましては、今予算を獲得するのは、体育館周りの舗装とか水道管の布設とか、そういった部分の費用を計上させていただいておるということでございます。

体育館本体工事自体も、入札で若干金額は下がっておりますので、最終的な変更等もございますので、その辺を考慮して、余った分は、また公園工事のほうに移して工事を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）10ページの歳出の一番上の段になりますけれども、総務費の総務管理費の13番の青少年の森の管理費でございますけれども、松くい虫ということで、もともと大峰山というのは、松山が主体になっておりましたわけですが、私が現役のときから、やっぱりどうしても松くいの駆除では補えない部分で、倒木とか伐採したことが結構あるんですけども、今回も、その伐採と恐らくそれに対する防除のための駆除だろうと思いますけれども、せっかく青少年の森ということで、伐採された後に、やはり少しでも緑を残すということの観念から、その後に植栽なり何なりを考えておられるかどうかをお尋ねします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの高本議員の質問にお答えいたします。

言われましたように、松が結構あそこは多くありまして、結構高さも高い松が大分あります。西原村でもほかにはないような松になっているのではないかとこのように考えておりました、その松くい虫によって大分枝が枯れてきておるといところで、その辺の伐採も検討はしておりますので、まず松くい虫自体を時期的に今の時期に退治しないとほかのところに移ってしまう、春になれば移ってしまうということでございますので、今回予算に上げさせていただいておりますが、今後、伐採をしながら、キャンプ場でもございますので、植栽して土地を狭くしてしまうと、キャンプする場所が減ってきますので、その辺はキャンプ場あたりとも相談しながら検討していきたいと思っております。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

7番、西口君。

○7番議員（西口義充君）高本議員が今質問された部分ですけれども、先月、監査で参りまして、やはり立派なアカマツが相当やられておりました。枝のほうも相当傷んでおりました、半分ぐらいやられているんじゃないかなという思いで見えておりました。

せっかく最初に見ていたアカマツ、本当にすばらしいやつがあったんですけども、あれをもう切ってありました。本当に寂しい思いで見えておりましたけれども、やはり、これは早くから分かっていたんじゃないかと思うんです。木を切るまでになっていたというようなことで、何分にも早めに業者の方に連絡をいただけるようなことでやっていただくなればなと思います。あ

あいう松の木はなかなか西原村にはないんじゃないかなという思いで見えておりました。

それから、1点気がついた部分は、全体的に見ておきまして、駐車場のところで皆さんが止められるところ、土手が真っ縦ですね、あそこは。今、徐々に崩れてきておきまして、企画に相談はなかったですか。商工会のほうから、あそこも危ないんじゃないですか、ちょっと見ていただくなればというようなことでもございましたので、ここで毎回企画課長もおられますので、本当に安全なのかどうか調べていただいて、皆さん、今コロナの時期でキャンプ場のほうも予想以上に伸びて、借手があるということで、大変うれしく思っておりますけれども、やはり駐車場のほうも、真っ縦に土手がしてありますので、あれが崩れてきたらという心配も持っておられましたので、もう一回調べておいていただきたいなという思いでございます。よろしく願います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの西口議員の質問にお答えいたします。

実際、駐車場のキャンプ場側のほうの土手に枯れた木とかもあって、それが落ちるのではないかというようなお話もございましたので、そういった伐採につきましては新年度でお願いしたいなというふうに考えております。

危険な部分の駐車スペースにおきましては、コーン等を立てて駐車しないようにしていただくように、今キャンプ場とも話をしているという状況でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）上野です。

11ページの土木費、玉田川河川浚渫工事と320万円予算を組んでありますけれども、これは河川のしゅんせつでしょうか。別にしゅんせつするところはあまりないと思いますが、それとも貯水池のしゅんせつですか。どちらですか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）上野議員の質問にお答えします。

基本的には、玉田川のしゅんせつになります。今回は、布田の宮村牧場の西側の布田川との合流地点の玉田川の最下流、それから上流側へ320mほどを予定しておきまして、5か年計画で玉田川全域をしゅんせつするような予定をしております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）あそこの貯水池、びわ堤はもう扱わないということですか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）びわ堤に関しましては、河川ではなくて農業用のため池ということで、別の事業を使ってしゅんせつをするしかないのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○8番議員（上野正博君）はい、分かりました。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）私から2点です。

まず、第1点目、12ページ、財源の内訳が変わったという資料をつけていただいております。3か年計画は3か年計画ということでありましたけれども、今回補正でいただいたということで、村長が頑張られたというところだと評価いたしているところです。当初の約束どおり村長の思いが伝わったのかなというふうに思います。

財源の中で、これは財政のほうかな、起債部分について、地方債の組替えがされております。今回は防災・減債、ケツに3つ目がついておるのが新しい名称かなというふうに解釈してはいますが、間違っていましたら説明をお願いしたいんですけれども、国土強靱化事業対策債という新たな村債が今回追加されております。当初は、公共事業等債ということで、一般に用いられる事業、村債であったと思いますけれども、今回の内容で、大分村の懐具合が出さなくて済んでおるような意味合いだと思いますけれども、その辺、村長の努力と行政部分の知恵がミックスしてできた財源の組替えだと思いますので、少しご披露していただければと思いますが、総務課長、よろしいですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、新しい起債ということでの防災・減債・緊急事業債、これにつきましては、以前からございました緊急防災・減債事業債の拡充ということで、国のほうが新たに制度として拡充したものでございます。これにつきましては、地方財政措置、今回の体育館につきましては、充当率100%、交付税措置50%というような地方財政の支援措置の内容の起債でございます。

あと、財源の組替えについてでございますが、これにつきましては、当初は体育館につきましては村の復興基金と熊本地震の創意工夫分を充てるという形でしてはございましたが、今回の補正によりまして、併せまして公共事業等債も充てるとしてはございましたが、今回の第3次補正によりまして、その分の補助金がついております。その分の補助裏ということで、今回、国土強靱化事業債というのに起債を変更して借りるという形にしております。金額的にいいますと、財源の内訳ということで、記載しておりますが、当初の復興基金といたしましては約1,050万円と、村の復興基金から、これはトイレも含

めているんですけれども、これが1,450万円、あと創意工夫分が1,450万円という部分が減っております。

国土強靱化の部分は、起債につきましては公共事業等債が9,450万円減、あと国土強靱化債のほうで5億1,880万円増というような、大まかな説明でございますが、財源等の組替え調整をしているところでございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）総務課長、急に振りましたから、すみません。

一般財源が0になっておるんだというところと復興基金からの部分が約4,500万円程度減っておるといふところ、見えないところは、裏の部分が見えなかったんですけれども、裏の部分は一緒かな。交付税措置の部分、事業等債の中身が変わったんで、その辺は分からないけれども、50%ということだから通常のやつと一緒に思います。大まかに言って約5,000万円ぐらいは自分のところの出し前は減っておるといふふうに思われます。そういったことで、よく努力しているという評価をいたしておるところです。

今後とも、そういったところで、トップを含めて、頑張ってください。最終目標まであと10億円、今回少しもらっていますので、9億円ちよいぐらいますので、最後まで頑張ってくださいというふうに思います。よろしくお願ひします。

それと、もう一点ということ、保育園、今日は園長が来ています。これもコロナ関係のやつであると思います。空調の設備の改修工事、予算額に4,200万円ほど見てあります。これの金額の根拠、見積りでいっておるか、エイヤートーの枠取りでいったのか、国の指定する。というところをちょっと確認していただいて、執行時期等も答弁していただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山下一義君）保育園長。

○保育園長（榎原加奈子君）ただいまの宮田議員の質問にお答えいたします。

今回、コロナ対策ということでこのような補助金がございます、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、こちらのほうで対応させていただいております。

実施の時期でございますが、繰越しで、先ほどございましたが、来年度にかかるかと思ひます。今年度は、ちょっと急ぎまして、工事請負の業者さんの選定、契約までになるかと思ひます。

それと、内容につきましてですけれども、設備の切替えということで、エアコンの本体であるとか室外機であるとか、そういったところの切替え工事になってまいります。今のところ設計まで終わっておりますので、ちょっと質問の内容と違ふところはあるかと思ひますけれども、すみません。

○議長（山下一義君）ちょっと座ってください。

○9番議員（宮田勝則君）答弁の確認です。暫時休憩してもらって結構です。

○議長（山下一義君）暫時休憩です。

（午前10時43分）

（午前10時44分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

保育園長。

○保育園長（槇原加奈子君）宮田議員の質問にお答えいたします。

見積りを取らせていただきまして、復興建設課等のご協力もいただきながら、ちょっとこちらのほうでは計算ができないものですから、適切な額であるかどうかというところも見ていただきながら、そういったところで額は確認をしております。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）すみません。園長も本来の業務じゃないところかもしれないので、その辺、本体のサポートをしていただければと。これは、上は住民福祉課の関連になると思いますので、今日は出席されていませんけれども、村長のほうにお話ししていただいて、先ほどの件も、村長、少し苦労がありましたら披露していただければと思いますので。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）まず、保育園の件でありますけれども、もう十何年かな、建設したときに施工された業者の方に見積りをしていただいて、設計も要らないということで、その辺の節約をしていて、そこから頂いた見積書にのっとして、今回承認していただければ、契約書の繰越しというふうにもっていきますので、今日提案させていただいたところであります。

それから、体育館の件ですけれども、体育館の補正予算でできないかということをお願いしております、それが通ったということで、前は補正予算債という形でありましたけれども、今は名前が変わっておりますので、そこで、その補正予算には、先ほど総務課長が申しましたように、充当率が100と、交付税率が50ということでありますので、今回の体育館建設もかなり補正予算で予算立てをしております。ということは、25%で済む。4分の1手出しで済むという形になります、最終的には、交付税がありますので、そういったことで、村の財源も極力抑えられるということでやっております。

今後も、残りがまだ9億円、10億円近くありますけれども、それも令和3年度の当初予算と、できればまた補正予算でお願いするならばなというふうに思っております。

今回の当初予算で2億5,000万円要求しております。あまり早くすると、まだまだ仮設住宅におられますので、なかなか都合が悪いもので、今年中には仮設住宅から出ていかれるというような話も聞いております。それから解体しますので、来年度中は、もうそれにかかるということでもありますので、

来年度には、今回の当初予算と、そして来年の今頃に補正予算もできますならばというふうに思っております。これはなかなか、できるかできんかは、補正予算でありますので、できるとは限りませんが、今回も、この前、東北でまた地震があったりとか、いろんなことがあっておりますので、多分補正予算はあるだろうというふうに計算しておりますので、そこら辺でどうかこうにか押し込んでいただければなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）村長、ありがとうございます。

9月に箱物が完成して、それに合わせて周辺も一応舗装されて、幾分使えるようにしたいのだろうというふうに見えています。その後の管理を含めましてのまだ当初で多分上がってくるかと思えますけれども、住民の方も楽しみにされておられる方が数多くおられるというところになりますので、いち早い対応をされておると、こちらは見ています。9月以降、10月ぐらいからは使えるように、全体は無理だろうけれども、できればと思っています。無理なら無理で結構でございます。箱物は完成した、まだ入れらっさんばい何かありよっばいと思われるよりもいいかなというふうに思っていますので、よろしく願います。

あと、ほかの事業系、復興建設課、企画商工課が大体メインだと思いますけれども、今回の補正でも有利なやり方をやられています。

何を言わんとしておるかという、地震後にいろんな形で公共事業を百数十億やってきております。今から、そこで救済措置ができなかった場所、地域を含めて、いろんな要望が出てきます。村長、まだしよるけん駄目ばいと、今度は言われな状況になります。僕らもそういうふうに背負ってきているところもあります。よりまして、こういう財源をうまく利用しながら、また事業を進めていただきたいというのと、議会からの要望も少しお聴きしていただきたいということで言っておりますので、今後よろしく願い申し上げます。終わります。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

村長。

○村長（日置和彦君）できる限り地元の方々の要望、特に新年になりまして、区長さんをはじめいろんな要望に来ていただいております。我々も、今までのやり方じゃなくして、今までは、復旧の工事で、予算もそれなりにでありますけれども、多くの金額を使わせていただいたということでありますので、今後はもう少し原点に戻って締めるところは締めるという形でやっていきたいなというふうに思います。何しろ要望がある場合も、緊急性があるところ、危険性があるところを優先的にやっていこうというふうに思っております。

それと、体育館の件であと一回お答えしますけれども、9月、10月頃には

体育館が完成するだろうと。それは、足場から全部取れて完成しない限りは、周りに舗装とかトイレとか備蓄倉庫とかがありますので、それができてから落成ということになると思います。ということは、来年度末、来年の3月頃には落成式ができるのではなかろうかなというふうに思っています。そして、その後、新たに周りの整備に着工していくなればなど。

来年の3月といいますと、仮設住宅が退去されたならば、その解体が来年の3月ぐらいまでかかりますので、それから周りの工事に本格的に着工するならばなどというふうな段取りで今おるところであります。よかですか、それで。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

11ページの土木費です。道路改良費です。すみません、間違えました。1億1,600万円です。どの辺りか、何か所かとか、幾つか教えていただければ。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お答えします。

現在のところ8路線を想定しています。

まず、1つ目が秋田の宮田店の前、水路の改修ということで、当初予算で計上させていただいていたんですけれども、この事業ができて組替えを行っております。

2つ目が中次新所線ということで、セブンイレブンから農協の集荷場までの舗装を考えております。片側、西側のみです。

3つ目が西原台1号線ということで、高遊のナカヤマ精密さんの西側の道路になります。手前の県道からアパートのフォーシーズンまでは地震前に行っておりますので、それから北を今回上げさせていただいております。

次に、田中高遊線です。田中高遊線は、旧龍神の湯、今は龍神の郷という分譲地があるんですけれども、そこから熊本高森線の三差路までを計画しております。これに関しましては、交通安全プログラムということで河原小学校のほうからも要望が上がっております。

次に、万徳宮山線ということで、名ヶ迫を上げてキャンプ場の入り口から宮山の入り口の高下橋までを計画しております。

次に、堀切出口線ということで、宮山の山口店から高下橋近辺を計画しております。

次に、袴野なんですけれども、袴野の坂本商店から妙見社までの村道を舗装ということで計画しております。

最後になりますけれども、高畝中村線、役場の南側のココローチキンから下小森集落に入る道路です。組でいうと中村とか小東の組の中を通る道路の舗装を計画しております。以上でございます。

- 議長（山下一義君）よろしいですか。
6番、中西君。
- 6番議員（中西義信君）予算がついて実行できるというのは本当にいいことだと思っておりますけれども、実は、つい1週間ぐらい前にも交通事故が起こったりしておりますので、予算が取れると集中して工事が始まるかと思うと、今、交通渋滞が結構出ておりますので、そこら辺の用心のこともよろしくをお願いします。
- 議長（山下一義君）答弁を求めますか。
復興建設課長。
- 復興建設課長（吉井 誠君）工事の事故とかの件なんですけれども、工事中に関しましては、ガードマンさんとかを設置したりとか、なるべく通学時間を避ける等の措置を行っております、事故というのは……。
- 議長（山下一義君）6番議員、中西君。
- 6番議員（中西義信君）予算がいただいたのは、とてもいいことだと思っておりますけれども、集中していったときに、やっぱり特に朝夕とかは空港までとかの渋滞がとても多いものですから、集中して事業が始まるんではないかと思っております、そこら辺を心配して言っただけです。
- 議長（山下一義君）復興建設課長。
- 復興建設課長（吉井 誠君）なるべく集中しないように計画的に行っていきたいと思っております。以上です。
- 議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第1号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第11号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、議案第1号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第2号から日程第8、議案第4号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。
内容の説明を復興建設課長に求めます。
（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第2号から第4号、以上3件につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。

議案第2号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、西大滑第7号宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当03）。

2、変更前契約金額9,634万6,686円（税抜き額8,758万7,897円）。変更後契約金額1億62万1,756円（税抜き額9,147万4,324円）。427万5,070円の増となっております。

3、契約の相手方、高橋・山西特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、株式会社高橋工業、代表取締役、高橋亘。構成員、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子1204番地1、株式会社山西建設、代表取締役、日置達也。

主な変更内容といたしまして、16式擁壁の追加。小森水道組合の本管及び水道管移設工事等の追加をしております。以上でございます。

続きまして、議案第3号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第59号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KH-131・132・133）。

変更前契約金額5,368万円（税抜き額4,880万円）。変更後契約金額5,248万9,800円（税抜き額4,771万8,000円）。119万200円の減額となっております。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、株式会社高橋工業、代表取締役、高橋亘。

主な変更内容としまして、個人の宅地進入路形状変更に伴い、中型ブロックの面積減となっております。以上でございます。

続きまして、議案第4号を説明いたします。

1、契約の目的、災補道第3296号・3297号、風当ダム線道路災害復旧工事。変更前契約金額8,856万円（税抜き額8,200万円）。変更後契約金額9,217万7,225円（税抜き額8,528万8,387円）。361万7,225円の増となっております。

契約の相手方、熊本県菊池郡大津町大字陣内1164-3、有限会社上田建設、代表取締役、坂本康徳。

主な変更内容といたしまして、工事用の仮設道路の追加。大切畑ダム分水工からの配水管の復旧工事を追加しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。

議案第2号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

議案第3号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第3号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

議案第4号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、これをもって令和3年第1回西原村議

会臨時会を閉会します。

午前11時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

1 番議員 尾 崎 幸 穂

9 番議員 宮 田 勝 則